

法律、関係条例及び施行規則等の抜粋（審議会設置根拠）

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

●多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年 3 月 31 日条例第 3 号）

（廃棄物減量等推進審議会）

第 7 条 法第 5 条の 7 の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、多摩市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、委員 15 人以内をもって構成する。

4 委員は、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

（平成 5 年 8 月 27 日規則第 49 号）

（廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営）

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定により設置する多摩市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、審議会委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会は、会長が招集する。

6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

7 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 会長は、審議会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

（裏面に続く）

（所掌事項）

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- （1） 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- （2） 一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- （3） その他市長が必要と認める事項

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境部資源循環推進課において処理する。